

令和2年5月19日

保護者の皆様  
地域の皆様

赤穂市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策についての今後の対応について  
(臨時休業期間中の登校日のお知らせ)

平素より本市の教育振興にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和2年4月30日付け文書により、保護者・地域の皆様に臨時休業日についてお知らせしているところですが、現時点において兵庫県には緊急事態宣言が継続されており、臨時休業を解除することはできません。

こうした中、最近の県内及び近隣府県の感染状況等から、県立学校において臨時休業期間中に登校可能日を設定できるという県教育委員会の対応を踏まえ、赤穂市立小中学校においても臨時休業期間中の登校日を設定しましたのでお知らせします。

つきましては、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、児童生徒からの相談に対応するため、下記のとおり登校日を設定しますのでご理解いただきますよう、お願いいたします。

記

1 登校日について

小中学校限定 令和2年5月27日(水)、5月29日(金)

※登校日は午前のみで給食はありません。

なお、各学校により登校方法が変わりますので、各学校からの連絡をご確認ください。

幼稚園 期間内の登園日設定は行いません。

## 2 留意事項

- (1) 登校日はあくまで任意の登校であり、授業を行うことはありません。休業期間中に課された課題の確認や新型コロナウイルス感染症を正しく理解するための保健指導が中心です。また、発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養するようにしてください。その際、学校への連絡をお願いします。(欠席とはなりません)
- (2) 「密閉・密集・密接」のいわゆる「3密」を可能なかぎり避けるため、学校規模により学年別・地区別・時間帯別などの分散型登校とします。登校方法等の詳細は各学校からの連絡をご確認ください。
- (3) 登校の前には必ず検温等の健康観察を入念に行っていただき、マスクや手洗い後のハンカチ等を忘れず携行するよう、家庭での確認をお願いします。
- (4) 幼稚園預かり保育及びアフタースクールについては、可能なかぎりの安全対策を講じた上で、長期休業期間中と同様の実施を継続しますが、今後の感染状況に応じて実施内容を変更する可能性があります。  
また、可能なかぎりの感染防止対策は講じておりますが、感染リスクがなくなるわけではありません。各ご家庭において保育が可能であれば各ご家庭でのご対応をお願いします。
- (5) 以上の対応は、今後の感染の発生状況や国・県の方針により新たな対応に移行する可能性があります。その際には改めてお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- (6) その他、不明な点やご希望がありましたら、各学校園までご連絡ください。

大切なお子様の生命を第一に考え、心と体の健康を守るための感染拡大防止に関する具体的な行動について、ご理解とご協力をお願いいたします。